

山梨県公報

第二千五百十四号

平成二十七年

六月一日

月 曜 日

目次

告示

- 道路の区域変更……………三五九
- 道路の供用開始(二件)……………三五九
- 道路法に基づく兼用工作物の管理方法の協議……………三六〇
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請(三件)……………三六〇
- 平成二十七年における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度……………三六一
- 土地改良区役員の退任及び就任……………三六一
- 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………三六二
- 一般競争入札について……………三六三

告示

山梨県告示第九十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十七年六月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月一日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 今諏訪北村線
- 三 道路の区域

山梨県知事 後 藤 齋

区	間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
---	---	------	-------------	----------

南アルプス市在家塚字神ノ木八九五番の二地先から		旧	九・三〇	六二・九
南アルプス市飯野字街道端三四五〇番の一地先まで		新	九・三〇 一・三三・七	六二・九

山梨県告示第九十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成二十七年六月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月一日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	上野原丹波山線	上野原市西原字南向六七三五番の五地先から 上野原市西原字南向六七五八番の一 địa先まで		八四・五	平成二十七年六月一日

山梨県告示第九十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十七年六月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月一日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日
-------	-----	---	---	----------	---------

県道	甲府市丸の内二丁目一番地先から	四八・三年六月一日	平成二十七年六月一日
	甲府市丸の内二丁目三九番の地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)		

山梨県告示第九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二十条第一項の規定による兼用工作物の管理に関する協議が、次のとおり成立した。

その関係図書は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十七年六月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類及び路線名
県道 甲府市丸の内二丁目三九番の地先まで
- 二 道路の位置
甲府市丸の内一丁目三十番の二及び三十番の三の各一部、同市丸の内一丁目三十番の四並びに同市丸の内一丁目三十番の五及び三十番の六の各一部
- 三 他の工作物の管理者
甲府駅南口駅前広場管理者 山梨県知事
- 四 他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容
 - 1 兼用工作物及び附属物等の新設、改築、維持、修繕及び災害復旧に関する事
 - 2 管理者以外の者の行う工事に関する事
 - 3 占用に関する事
 - 4 駐車場及び地下駐輪場に関する事
 - 5 放置物件に対する措置に関する事
 - 6 通行の禁止又は制限に関する事
 - 7 管理瑕疵に関する事
- 五 管理の期間
平成二十七年六月一日から当該区域が県道から除外されるまで

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年六月一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 申請のあった年月日 平成二十七年五月二十一日
 - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人キャロル
 - 2 代表者の氏名 前嶋 章男
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲斐市富竹新田七百六十四番地一
 - 4 定款に記載された目的
この法人は、高齢化する地域社会で、高齢者を中心とした地域住民に対し、日常生活を送るのに困難な者、またはそれらに携わる人たちの生活が円滑に行える様に支援することを目的として、住み慣れた自宅へ訪問し介護に関する事業を行い、地域福祉に寄与することを目的とする。
 - 三 縦覧期間 平成二十七年五月二十五日から同年七月二十四日まで
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請
- 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。
- 平成二十七年六月一日
- 山梨県知事 後 藤 齋
- 一 申請のあった年月日 平成二十七年五月二十一日
 - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人おつき社会福祉士事務所ソーシャル
 - 2 代表者の氏名 石井 始天
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県大月市富浜町宮谷千三十八番地
 - 4 定款に記載された目的

この法人は、認知症や知的障害、精神障害、発達障害、身体障害等により判断能力や生活能力に支援が必要な人に対し権利擁護に関する事業を行い、これら当事者や家族が住み慣れた地域で、誰もが安心して自分らしく暮らし続けることができる社会の実現に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十七年五月二十五日から同年七月二十四日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年六月一日

山梨県知事 後 藤 齋

一 申請のあった年月日 平成二十七年五月二十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人スマイル桑の実

2 代表者の氏名 守屋 誠司

3 主たる事務所の所在地 山梨県韮崎市藤井町坂井七百六十一番地

4 定款に記載された目的

この法人は、障害者等に対して、その自立や地域移行の支援に関する事業を行い、もって障害者等の福祉の増進に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十七年五月二十六日から同年七月二十五日まで

● 平成二十七年における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、平成二十七年における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を定めたので、次のとおり公表する。

平成二十七年六月一日

山梨県知事 後 藤 齋

同一の単位とされる保安林皆伐面積の限度

甲府地区水源かん養保安林

一、五六一・三四ヘクタール

甲府地区土砂流出防備保安林	一七六・六六ヘクタール
甲府地区保健保安林	三・三六ヘクタール
笛吹川水源かん養保安林	一、一一一・四八ヘクタール
笛吹川土砂流出防備保安林	九八・〇五ヘクタール
笛吹川干害防備保安林	〇・七二ヘクタール
鵜沢地区水源かん養保安林	一、七三二・七〇ヘクタール
鵜沢地区土砂流出防備保安林	一五一・七三ヘクタール
鵜沢地区干害防備保安林	七・一二ヘクタール
鵜沢地区保健保安林	一・五六ヘクタール
韮崎地区水源かん養保安林	一、〇四二・六七ヘクタール
韮崎地区土砂流出防備保安林	五六三・五六ヘクタール
多摩川上流水源かん養保安林	七〇五・二七ヘクタール
多摩川上流水砂流出防備保安林	一六・〇六ヘクタール
相模川中流水源かん養保安林	一、二四・九四ヘクタール
相模川中流水砂流出防備保安林	一六二・五六ヘクタール
相模川上流水源かん養保安林	一二七・一〇ヘクタール
相模川上流水砂流出防備保安林	一六九・八九ヘクタール

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、西保堰土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成二十七年六月一日

山梨県知事 後 藤 齋

一 退任

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事長	金丸 俊男	山梨市市川六二〇番地	平成二十七年三月三十一日
理事	市川今朝則	一九四九番地	同
同	市川 秀章	一〇〇〇番地	同
同	中村袈裟人	二七七番地三	同
同	古屋 博敏	一六二六番地	同

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県知事 後藤 齋

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。
平成二十七年六月一日

山梨県知事 後藤 齋

一 一般競争入札に付する事項

1 調達をする物品等の名称及び数量

(一) 名称 山梨県立高等学校向けWeb教務システム

(二) 数量 一式

2 調達をする物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。

3 納入期限 平成二十七年九月三十日

4 納入場所 山梨県総合教育センター(山梨県笛吹市御坂町成田千四百五十六番地)

二 事務を担当する所屬 山梨県出納局管理課

三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 次のいずれにも該当しない者であること。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者

(二) 地方自治法施行令第六百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

(三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの(地方自治法施行令第六百六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。)

(四) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

(五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

2 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成十一年法律第二十五号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

3 調達をする物品等の数量及び仕様等に適合した物品を確実に納入することができることを、別に知事が定めるところにより明らかにした者であること。

4 物品を納入した後、知事の求めに応じて修繕、保守等のサービスを速やかに提供できることを、別に知事が定めるところにより明らかにした者であること。

5 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿の登録業種(物品)のうち、「情報機器」又は「通信機器」に係る登録を受けている者であること。

四 一般競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期 平成二十七年六月一日(月)から同月九日(火)まで(山梨県の休日を含め、平成二十七年六月九日(火)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参すること。

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県出納局管理課

五 入札手続等

1 契約条項を示す場所 この公告の日から平成二十七年六月九日(火)まで(県の休日を除く。)、四の3に掲げる場所において一般の縦覧に供する。

2 入札説明書の交付方法

(一) この公告の日から平成二十七年六月九日(火)までの日(県の休日を除く。)の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四の3に掲げる場所において直接交付する。

(二) (一)以外の方法による交付を希望する場合は、平成二十七年六月八日(月)午後五時までに六の6(三)に掲げる問い合わせ先に電話連絡すること。この場合において郵便で請求するときは、封筒の表に「入札説明書請求」と朱書し、二百五円分の切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒(角形二号)を同封し、四の3に掲げる場所宛に平成二十七年六月八日(月)までに到着するように送付すること。

3 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十七年七月十三日(月)午後二時

(二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館一階出納局入札室

- 4 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。
 - (一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。
 - (二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。
 - (三) 山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。) 第百八条の二の規定の適用のある場合を除き、入札保証金が納付されていないとき。
 - (四) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。
 - (五) (一)から(四)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。
- 5 落札者の決定方法 規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 六 その他
 - 1 契約の手續において使用する言語及び通貨
 - (一) 言語 日本語
 - (二) 通貨 日本国通貨
 - 2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
 - 3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
 - 4 違約金の有無 有
 - 5 前払金の有無 無
 - 6 その他
 - (一) 落札者が契約締結までの間に、三に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。
 - (二) 詳細は、入札説明書による。
 - (三) 問い合わせ先 山梨県出納局管理課(電話〇五五―二三三―一三九五)

※ Summary

- 1 Nature and quantity of the products to be procured
Online Registrar System for Yamanashi Prefectural High Schools 1 units
- 2 Date and time for tender

2:00PM July 13 2015
3 Bureau in charge
Management Division, Treasury Bureau, Yamanashi Prefectural Government 1-6-1
Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8501 Japan
TEL 055-223-1395